

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 8 号
件 名	安保法制の廃止を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	五十嵐完二，飯塚孝子，倉茂政樹，平あや子，南まゆみ，山際 務， 青木 学，竹内 功，石附幸子，中山 均
要 旨	<p>2015年9月，国会で平和安全保障関連法（安保法制）が強行採決され成立しました。この安保法制は，憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能にするものであり，明らかな憲法違反の法律です。また，憲法解釈を180度覆し，集団的自衛権の行使を容認した閣議決定（2014年7月）に基づく違憲の立法は，内閣と国会による立憲主義を否定するものとして，断じて認めることはできません。</p> <p>安保法制が発動されれば，日本は海外で戦争する国になります。日本の自衛隊は，海外で殺し殺されることになり，日本自体が武力紛争の当事者となります。</p> <p>安保法制に対しては，2015年の国会審議の段階でも，憲法学者や弁護士会を初め，内閣法制局の元局長，最高裁の元長官などの法曹関係者があげて憲法違反の声を上げ，さまざまな分野の人々からも反対の声が上がりました。世論調査でも，8割が政府の説明は不十分と答えていました。国民多数の強い反対の声を，国会内の数の力によって踏みにじった採決は，主権在民と民主主義を破壊する暴挙であり，正当性を欠くものです。</p> <p>よって，以上の趣旨から貴議会において，下記の2点の実現を求める意見書を政府及び国会に提出していただくことを請願するものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 憲法違反の平和安全保障関連法（安保法制）を速やかに廃止すること。</p> <p>1 立憲主義の原則を堅持し，憲法第9条を生かすこと。</p>
付 託 年月日 委員会	平成28年3月1日 総務常任委員会
受 理	平成28年2月23日 第684号